

2023/24 サッカー競技規則の変更

競技規則変更の概要

第3条 – 競技者

- 得点があったときに競技のフィールドに部外者がいた場合の対応について、明確にした。

第6条 – その他の審判員

- リザーブ副審(RAR)は、その他の「フィールドにいる」審判員と同じように主審を援助することができるようになった。

第7条 – 試合時間

- 「得点の喜び」で空費された時間は、プレーの再開を著しく遅らせる行為の一例から別出しし、主審が追加する時間の項目のひとつとした。

第10条 – 試合結果の決定

- 「ペナルティーマークからのキック」の表現を「PK 戦(ペナルティーシュートアウト)」に変更する。
- 競技者のみならず、チーム役員への注意や警告は、「PK 戦(ペナルティーシュートアウト)」に繰り越されないことを明確にした。

第11条 – オフサイド

- 「意図的なプレー」と「ディフレクション」の違いに関するガイドラインは、2022年7月に回状第26号で発信したが、これを競技規則上に書き加え、明確にした。

第12条 – ファウルと不正行為

- 守備側チームの競技者がボールに向かうことで相手競技者にチャレンジしたこと(相手を押さえる、引っ張る、押す、または、ボールにプレーする可能性のないチャレンジなどを除く)で反則になり、主審がペナルティーキックを与えた場合であっても、ボールをプレーしようと試みて反則を行った競技者と同じように一段階下がる懲戒の罰則が与えられることを明確にした。つまり、反則で相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害または阻止した場合は警告なし(YC なし)で、DOGSO の場合は警告(YC)となる。

第12条 – ファウルと不正行為

- 反則を行った競技者を「特定できない」場合、テクニカルエリア内にいる上位のコーチが罰則を受けることはないことを明確にした。

第14条 – ペナルティーキック

- ゴールキーパーは、キッカーを不正に惑わせるなど、試合や相手にとってリスペクトに欠ける振る舞いをしてはならないことを明確にした。

ビデオアシスタントレフェリー(VAR)の実施手順

- VAR「ライト」では、リプレーオペレーター(RO)が関わらないことを確認した。

競技規則変更の詳細

以下、2023/24 サッカー競技規則の変更となる。各変更について、これまでの文章に加え、改正されたまたは追加された文章が記されている。また必要に応じて、変更理由も付記している。

符号

競技規則の主な改正に黄色の下線を引き、余白をハイライトした。

編集の変更に文字と同色の下線を引いた。

YC=イエローカード(警告) RC=レッドカード(退場)

第3条 - 競技者

9. 得点があったときに競技のフィールドに部外者がいた場合 追加された文章

得点后、プレーが再開される前に、主審が、得点があったときに競技のフィールドに部外者がいて、その部外者がプレーを妨害していたことが分かった場合、

- 主審は、部外者が次の場合、得点を認めてはならない。:
 - 得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者またはチーム役員であった場合、プレーは、部外者がいた位置から直接フリーキックで再開される。
 - 外的要因であった場合、プレーは、ドロップボールで再開される。ただし、その者がプレーを妨害し、上記「7. 競技のフィールドにいる部外者」で示すような状況で得点になった場合を除く。
- 主審は、部外者が次の場合、得点を認めなければならない。
 - 得点されたチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者またはチーム役員であった場合。
 - 外的要因であったが、プレーを妨害していなかった場合。

解説

主審は、ボールがゴールに入ったとき、部外者が競技のフィールド内にいて、プレーに影響を与えていた場合に限り、対応しなければならないことを明確にした。つまり、競技規則は、競技のフィールドに侵入したものの、プレーにインパクトを与えていない場合まで、主審が罰しないことを求めている。

第6条 - その他の審判員

改正された文章

試合には、その他の審判員(副審2人、第4の審判員、追加副審2人、リザーブ副審、ビデオアシスタントレフェリー(VAR)、および、少なくとも1人のアシスタントVAR(AVAR))を任命できる。

主審、副審、第4の審判員、追加副審およびリザーブ副審は、「フィールドにいる」審判員である。

(…)

リザーブ副審を除くその他の「フィールドにいる」審判員は、反則を主審より明らかに事象が見えている場合に主審を援助し、主審に見えなかった著しい不正行為やその他の出来事について、関係機関に報告書を提出しなければならない。作成した報告書については主審とその他の審判員に知らせなければならない。

4. リザーブ副審

リザーブ副審の唯一の任務は、職務を続行することができなくなった副審、第 4 の審判員または追加副審と交代することができる。また、他の「フィールドにいる」審判員と同じように主審を援助することもできる。

解説

リザーブ副審が設置されることが非常に多くなってきており、その他の「フィールドにいる」審判員と同じく主審を援助できるようにすべきと考えるのは、合理的である。

第 7 条 – 試合時間

3. 空費された時間の追加 改正された文章

主審は、以下のように前半、後半に空費されたすべてのプレーイングタイムを追加する。

- 競技者の交代
- (...)
- 得点の喜び
- プレーの再開を著しく遅らせる行為(例えば、得点の喜び外的要因による妨害)を含む、その他の理由

解説

得点の喜びによって、主審がかなりの時間を追加することを強調するために、別出しし、「得点の喜び」という項目を立てる。

第10条 – 試合結果の決定

2. 勝利チーム 改正された文章

(…)試合またはホームアンドアウェーの対戦が終了し、競技会規定として勝者を決定する必要がある場合、次の方法のみが認められる。

- アウェーゴールルール
- それぞれ 15 分以内で同じ時間の前半と後半からなる延長戦
- ペナルティーマークからのキックPK 戦(ペナルティー シュートアウト)

上記の方法を組み合わせることができる。

3. ペナルティーマークからのキックPK 戦(ペナルティー シュートアウト)

試合後にペナルティーマークからのキックPK 戦(ペナルティー シュートアウト)が行われるときも(...), 試合中に競技者およびチーム役員に示された注意や警告は、キックPK 戦(ペナルティー シュートアウト)に繰り越されない。

進め方

ペナルティーマークからのキックPK 戦(ペナルティー シュートアウト)の開始前

- (...)

ペナルティーマークからのキックPK 戦(ペナルティー シュートアウト)の進行中

- (...)
- 次の条件に従って、両チームが5本ずつのキックを行う。
- (...)
 - ペナルティーマークからのキックPK 戦(ペナルティー シュートアウト)は、競技者が競技のフィールドから離れたことで遅らせてはならない(...).
- ペナルティーマークからのキックPK 戦(ペナルティー シュートアウト)が進行中の交代および退場

「ペナルティーマークからのキック」から「PK 戦(ペナルティーシュートアウト)」への変更は、次にも適用する。

- 一時的退場(シンビン)のガイドライン
- 第2条 2. 欠陥が生じたボールの交換
- 第3条 5. 反則と罰則
- 第5条 3. 職権と任務
- 第12条 3. 懲戒処置
- 用語集
- 審判員のための実践的ガイドライン

解説

- ペナルティーマークからのキック“という表現は、時代遅れであり、現在あまり使われていない。多くの人が「PK 戦」または「ペナルティーシュートアウト」という言葉を用いている。
- 競技者のみならず、試合中にチーム役員に示された注意や警告は、PK 戦(ペナルティーシュートアウト)に繰り越されないことを明確にした。

第11条 – オフサイド:

2. オフサイドの反則

追加された文章

(...)

オフサイドポジションにいる競技者は、相手競技者が*意図的にプレーしたボールを受けたとき、意図的なハンドの反則を行った場合も含め、利益を得ているとはみなされない。ただし、意図的なセーブからのボールを除く。

*「意図的なプレー(意図的なハンドを除く)」とは、競技者がボールをコントロール下において、次のプレーができることである。

- ボールを味方競技者にパスする、
- ボールを保持する、または、
- ボールをクリアする(例えば、ボールをけて、またはヘディングして)。

これは、競技者がコントロールできる状況にあるボールをパスする、保持しようと試みる、または、クリアすることがうまくいかなかったり、失敗したりした場合であっても、ボールを「意図的にプレーした」という事実を無効にするものではない。

競技者がコントロールできる状況にあるボールを、結果的に、「意図的にプレーした」とみなす指標として、必要に応じて、次の基準が使われるべきである。

- ボールが長く移動したので、競技者はボールをはっきりと見えた。

- ボールが速く動いていなかった。
- ボールが動いた方向が予想外ではなかった。
- 競技者が体の動きを整える時間があった、つまり、反射的に体を伸ばしたりジャンプせざるを得なかったということでもなく、または、かろうじてボールに触れたりコントロールできたということではなかった。
- グラウンド上を動いているボールは、空中にあるボールに比べてプレーすることが容易である。

解説

守備側競技者が動いてボールに触れたならば、明らかにオフサイドポジションいたとしてもオフサイドで罰せられないという判断は、守備側競技者が動いてボールに触れるすべてのケースにあてはめられる訳ではないという考え方にに基づき、「意図的なプレー」と「ディフレクション(ボールが競技者に当たり方向が変わる)」の違いについてのガイドラインを明確にした。この文章は、国際サッカー評議会回状第26号(2022年7月27日)で発信されている。

第12条 – ファウルと不正行為:

3. 懲戒処置

追加された文章

(...)

反スポーツ的行為に対する警告

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は、様々である。例えば競技者が、

- (...)
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害または阻止するためにボールを手や腕で扱う。
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害または阻止するためにその他の反則を行う。ただし、ボールにプレーしようと試みて、または、ボールに向かうことで(相手競技者に)チャレンジして反則を行い、主審がペナルティーキックを与えた場合を除く。
- ボールにプレーしようと試みて、または、ボールに向かうことで(相手競技者に)チャレンジして反則を行い、相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与える。

得点または決定的な得点の機会の阻止(DOGSO)

競技者が相手競技者に対して反則を行い、相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与えた場合、ボールにプレーしようと試みた、または、ボールに向かうことで(相手競技者に)チャレンジしたことで反則した場合、反則を行った競技者は、警告される。それ以外のあらゆる状況(押さえる、引っばる、押す、またはボールをプレーする可能性がないなど)では、反則を行った競技者は、退場させられなければならない。

解説

反則となる守備側競技者のアクションが、ボールにプレーしようと試みた結果なのか、ボールに向かうことで相手競技者にチャレンジした結果(あるいは両方)なのか、明確ではなかった。ボールにプレーしようと試みた結果なのか、ボールをプレーしようとして相手競技者にチャレンジした結果なのかにかかわらず、同じ原則(懲戒の罰則が一段階下がる)を当てはめる。

第12条 – ファウルと不正行為:**3. 懲戒処置****追加された文章**

(…)

チーム役員

テクニカルエリアに入ることのできる交代要員、交代して退いた競技者、退場になった競技者またはチーム役員による反則があり、反則を行った者を特定できない場合、テクニカルエリア内にいる上位のコーチが罰則を受ける。

解 説

テクニカルエリアにいる/いた交代要員、交代して退いた競技者、退場になった競技者またはチーム役員の誰かが反則を行ったが、「誰が反則をしたのか特定できない」場合に限って上位のコーチが罰則を受ける。反則を行った競技者が「特定できなかった」場合については、この考え方を適用することができない。

第14条 – ペナルティーキック:**1. 進め方****追加された文章**

(…)

守備側ゴールキーパーは、ボールがけられるまで、ゴールポスト、クロスバーまたはゴールネットに触れず、キッカーに面して、両ゴールポストの間のゴールライン上にいなければならない。ゴールキーパーは、キッカーを不正に惑わすような行動をとってはならない。例えば、キックを遅らせさせる、ゴールポスト、クロスバーまたはゴールネットに触れる。

解 説

ゴールキーパーは、キッカーを不正に惑わすような、試合や相手にとってリスペクトがない行動をとってはならないことを明確にした。

ビデオアシスタントレフェリー(VAR)の実施手順**3. 実施****改正された文章**

試合では、次の実施方法により、VAR を用いる。

- VAR は、ビデオオペレーションルーム(VOR)で 1人以上のアシスタント VAR(AVAR)およびリプレーオペレーター(RO)の援助を受けながら試合を監視する。
- カメラアングルの数(および、その他の考慮すべき点)に応じて、2人以上の AVAR および 1人以上のリプレーオペレーター(RO)を置くことができる。
- (…)

解 説

条文を改正することで、リプレーオペレータを用いない VAR「ライト」システムに反映できることになる。